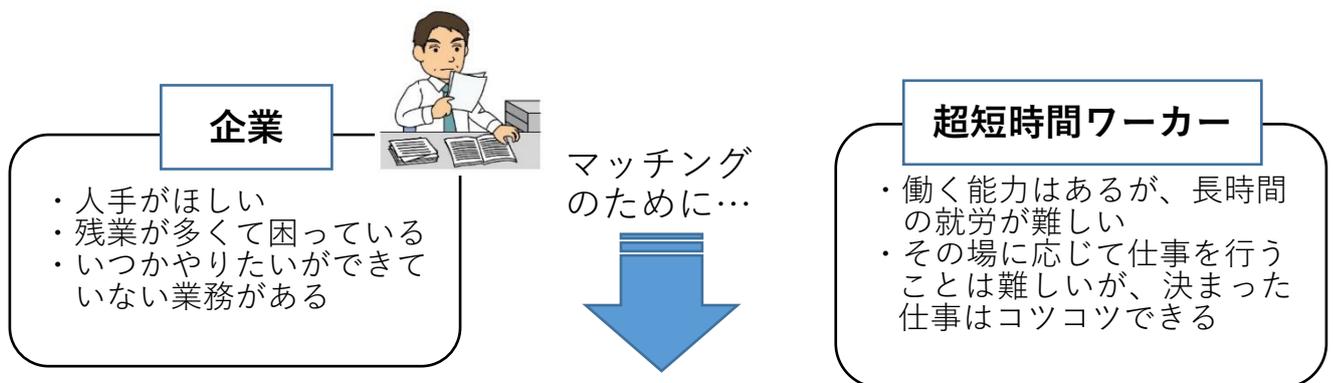


岐阜市における 超短時間雇用創出事業の取り組みについて

岐阜市では多様な働き方を実現するためのワークダイバーシティの推進を目指しています。その一つとして、長時間働くことが難しい人の社会参加及び自立を推進するため、週20時間未満の雇用である超短時間雇用に取り組んでいます。

超短時間雇用とは…

東京大学先端科学技術研究センター近藤武夫教授が提唱している新しい雇用の形です。人手がほしい企業と、短時間で働きたい求職者（超短時間ワーカー）をマッチングし、両者にとってメリットのある雇用を創出する取り組みです。（※障害者雇用率の算定対象外）



① 岐阜市超短時間ワーク応援センターが企業に訪問し、仕事の内容等についておたずねします。

- ・ 困りごと、やりたいができていないこと、いつかやりたいこと
- ・ 社員が本来やるべきこと、その社員がやることで効率的な仕事
- ・ 他の人に任せられる仕事

（社員の強みを確認し、円滑な働き方について考えるきっかけを作ります。）

② お聞きした仕事の内容の中から、今後、特定の仕事ができる超短時間ワーカーをご案内いたします。

企業様のメリット

- 生産性の向上 … 他の人に任せられる事務や作業を超短時間ワーカーが担うことで、社員は本務へ集中して取り組むことができます。
- 企業価値の向上 … 忙しくて手がつけられなかった仕事に取り組むことで、品質向上につながります。

<お問い合わせ先>

岐阜市超短時間ワーク応援センター

住所 岐阜市学園町2丁目3番地（岐阜県障がい者総合就労支援センター内）

TEL 058-215-8280 FAX 058-215-8281

超短時間雇用
で
両思い雇用！

雇用までの流れ

岐阜市超短時間ワーク応援センター
がお手伝いします。

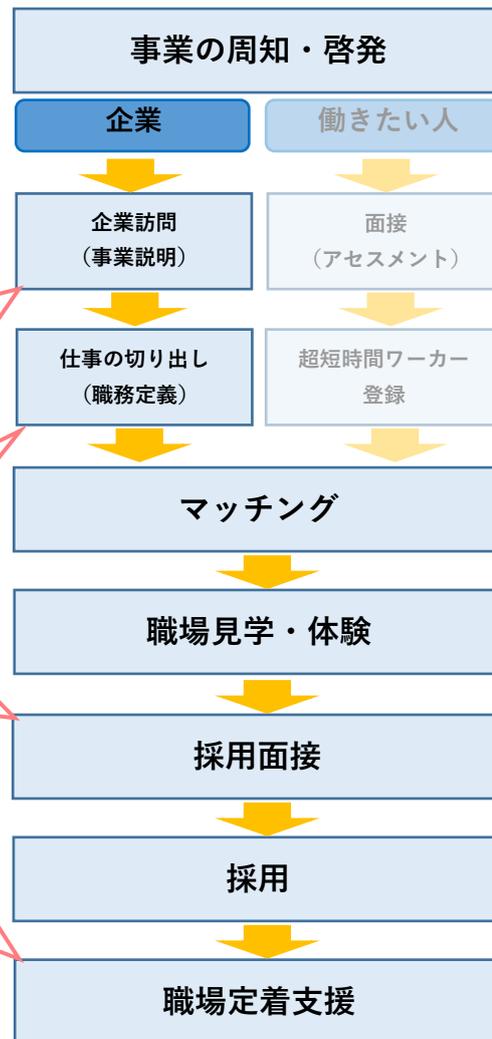


お話を伺いながら、短時間でできる仕事の切り出しをします。
急ぎではないがいつかやりたい仕事に向いています。
(例: 普段なかなか行き届かない場所の清掃、書類の電子化等)

職務内容と労働時間数、妥当な賃金について話しあいます。

採用面接前に、ハローワークへ求人登録をお願いします。

雇用後、岐阜市超短時間ワーク応援センター等の支援機関
が、超短時間ワーカーと面談したり、職場の方のご意見を伺
うなどして、働き続けられるようバックアップいたします。



他自治体の事例

- ・ 特別養護老人ホームにおける椅子の清掃 (1日1時間 週1日 / 精神障がい)
- ・ パン屋におけるパンの成形 (1日2時間 週2日 / 知的障がい)
- ・ 自動車部品の卸売業におけるデータ入力 (1日2時間 週3日 / 精神障がい)
- ・ 社員食堂内の食器洗浄 (1日3.5時間 週2日 / 知的障がい)
- ・ 化学メーカーにおける翻訳業務 (1日2時間 週3日 / 身体障がい)

企業様へのお願い

- 就職希望者の作業の適正を確認するため、雇用前の職場見学や、必要に応じて職場体験にご協力をお願いします。
- 短時間であっても、雇用契約を締結し、最低賃金以上での雇用をお願いします。
また、労災保険への加入をお願いします。
- 仕事の内容 (作業の種類、勤務時間、場所などの条件) は固定でお願いします。
⇒ 企業様や超短時間ワーカーが仕事内容等の変更を希望される場合は、岐阜市超短時間ワーク応援センターへご相談ください。